

アメリカの障害年金

堀 勝 洋

(社会保障研究所調査部長)

本稿は、アメリカ合衆国の厚生省社会保障庁（U.S. Department of Health and Human Services Social Security Administration）によって作成された「もしあなたが障害者になったなら（IF YOU BECOME DISABLED）」を翻訳したものである。この小冊子（SSA Publication No. 05-10029）は、1984年1月に発行されたもので、アメリカの社会保障事務所に置かれ、無料で一般国民に配布されているものである。この小冊子は、アメリカの障害年金の受給資格、年金額、請求手続などについて、分かりやすく説明している。アメリカの社会保障事務所には、この小冊子のほか、メディケア（高齢者・障害者医療）に関するA BRIEF EXPLANATION OF MEDICARE, Your Medicare Handbook や所得補足給付（高齢者・障害者生活保護）に関するA GUIDE TO SUPPLEMENTAL SECURITY INCOMEなども置かれている。

この小冊子を翻訳したのは、①従来老齢年金については数多く紹介されているが、障害年金については我が国にあまり紹介されていないこと、②障害年金の障害等級や具体的な請求手続きはあまり紹介されていないこと、③このような一般国民への普及啓蒙活動が我が国にとって参考になるのではないかと考えたためである。

なお、ドルで表示されている場合は、1ドル250円のレートで換算した数値を《 》の中に参考までに記入した。

第1章 はじめに

私たちはすべて障害者になる可能性があります。重度の傷病による所得の喪失は、一家の稼ぎ手の退職や死亡よりも、家族に対しより大きな影響を及ぼすとさえいえません。

社会保障は、大部分のアメリカ人とその家族の障害に対し、基本的な保護を提供し

ています。サラリーマンとその事業主及び自営業者によって支払われる社会保障税の一部は、この制度の財政を賄っています。

あらゆる階層の約330万人の成人障害者が、障害年金を受給しています。それは次のような人びとです。すなわち、妻と二人の子がいる重度の心臓病にかかっている47歳のトラック運転手、自動車事故で1年以上障害のある23歳の秘書、生まれつき盲目

の若い男性、亡くなった労働者の息子の精神薄弱者、悪化した関節炎や糖尿病のある53歳の寡婦などです。

24か月の間障害年金の受給資格があった人には、メディケアによる給付が行われます。メディケアは、病院や医師に対する費用その他の医療費の支払いの一部を援助します。

障害年金の請求は、公平で正しい結論に達するよう、注意深く審査されます。しかし、申請した人は、社会保障の障害年金の受給要件は厳格で、資格を満たすと感ずる人が実際には満たされない場合が多いことを知っておく必要があります。

例えば、さまざまな活動をすることができなくても、実質的な収入をもたらす仕事（Substantial Gainful Work）に就くのを妨げることにはならないかも知れません。あるいは、その状態が現在は非常に重くても一時的であり、最低1年続くか死亡に至ることはないかも知れません。別の人は、たとえ障害者になったとしても、社会保障の年金受給資格に結びつくほど長く、かつ最近まで働けなかったかも知れません。

請求が認められたとしても、年金の支払い、その人の状態が実質的な収入をもたらす仕事に就くのを妨げる間しか行われません。受給資格があるかどうかを確認するため、定期的—一般的に少なくとも3年に1回—再審査されます。

社会保障法は、障害者の多くが可能な限り働けるようになるようにしています。リハビリテーションが受けられるようにする制度がありますし、機会があれば再就職で

きるようにする制度もあります。例えば、たいていの障害年金受給者は、試験的労働期間中に労働能力を試しながら、給料の全額をもらい続けることができます。

この小冊子は、障害年金の受給資格、請求手続き、審査方法について説明しています。また、請求が認められたときに知っておくべきことや、不服申立ての方法についても説明しています。

この小冊子に載っていることは、特別の例外が述べられていない限り、盲人にもあてはまります。更に、盲人に対する特別の措置に関する節（第2章第6節及び第3章第10節）も設けられています。

障害者に対するその他の施策については、社会保障事務所（Social Security Office）に聞けば分かります。電話でたいていのことが済みます。電話帳の「アメリカ合衆国政府（U.S. Government）」又は「社会保障庁」の欄で、最寄りの事務所の住所と電話番号を調べて下さい。

注：この小冊子に書いてあることは、長期間にわたって正確なものとなるでしょうが、幾つかは変わることがあります。もし将来この小冊子に基づいて何かをした、それを遅らせたりする場合は、その情報が古くないかどうかを確かめるため、社会保障事務所に聞いてみるができます。

第2章 障害年金の受給手続き

1. 障害年金の受給要件

社会保障は、次の人々に毎月障害年金を

海外の動き

支給します。

- 65歳以下の障害労働者とその家族
- 22歳前に障害者となった未婚の人－被保険者である親（ある条件の下では祖父母）が社会保障の退職年金若しくは障害年金を受給しているか又は死亡している場合は、18歳からこの年金が支給されます。
- 死亡の時に被保険者であった労働者の障害寡婦又は寡夫（ある場合には、離婚した夫又は妻で障害のある遺族）－この年金は50歳から支給されます。

2 被扶養者の受給資格

障害労働者として年金を受ける場合には、次に掲げる特定の家族にも月ごとに年金が支払われます。

- (1) 未婚の息子又は娘（継子、養子及び一定場合には孫を含みます。）で、18歳未満（昼間の高等学校に通学している場合は19歳未満）の児童か、又は22歳前に障害者となった18歳以上の人
- (2) 配偶者で、16歳以下か障害年金を受給している子を世話している人か、又は62歳以上の人

3 請求手続き

障害者かどうかの決定がなされる前に、障害年金の請求をする必要があります。この請求は、一般的には、障害のため実質的な収入をもたらすすべての仕事に一年間就くことができなくなるように思われるようになったらすぐ行う必要があります。

社会保障事務所に請求手続きをしに行く

ことができなければ、他の手段がとれないかどうか事務所に電話して下さい。障害者が手続きできない場合は、配偶者、親、その他の親族、友人又は保護者が請求することができます。

請求する時に次に掲げる事項を調べておけば、請求書の記入や処理の時間を短くすることができます。

- 年金受給資格者についての社会保障番号及び年齢の証明書
- 治療をした医師、病院、診療所及び施設の名称、住所並びに電話番号と治療を受けたおおよその日付（もし分かるのなら病院又は診療所の番号も含みます）。
- 過去15年間の勤務歴の概要
- W-2様式（賃金と税金の申告）の写し、又は自営業者であれば過去2年間の連邦税の申告書
- 軍務に服した日付
- 配偶者が申請している場合は、結婚の日付
- 障害を原因とする他の給付の請求番号
- 障害寡婦（夫）として年金を請求している場合は、当該労働者の死亡証明書及び結婚証明書

このほか別の申告や証明書が必要な場合もあります。もし提出するよういわれたなら、速やかに提出しなければなりません、そのことはあなたのためになることです。このようにして、入手可能な完全な情報をもとに、請求に対する決定がなされます。

その請求が次に掲げる人のために行われる場合は、特別の注意事項があります。

- 22歳前に障害となった人－現在18歳未

満の人が社会保障年金を児童として受けている場合は、その支給は18歳で停止されます。しかし、もしその人が障害者であるならば、障害に基づく年金が継続支給されるかどうかを審査するため、18歳の誕生日の数か月前に社会保障事務所に連絡する必要があります。

- 障害寡婦（夫）－50歳から60歳までで、かつ配偶者が亡くなる前に障害が始まったか又は死亡後7年以内に障害者となった場合に、障害年金が支給されます。しかし、子をもつ寡婦として社会保障年金を受給している場合は、その支給が終わるか終わった後7年以内に障害者になれば、50歳からずっと受給することができます。離婚した障害寡婦又は寡夫である場合は、別れた配偶者との婚姻期間が10年以上継続していなければなりません。申請するときその証明書を提出して下さい。

4 障害労働者の場合に必要な社会保障加入期間

障害労働者の場合は、社会保障への加入期間が十分あり、かつそれが最近のものである必要があります。1984年においては、収入の390ドル《97,500円》ごとに4半期分の加入期間（credit）が認められ、1,560ドル《390,000円》以上の収入に対し最大限、まる1年分の加入期間が認められています。この加入期間に必要な収入の額は、過去においては少なく、将来徐々に引き上げられていきます。

障害年金の受給に必要な加入期間は、次

表

1929年後に生まれた人で、次の年齢で障害者になった人	1930年前に生まれた人で、62歳前の次の年に障害者となった人	必要な加入期間
31歳以上		5年
44 "		5.5年
46 "		6 "
48 "		6.5 "
50 "		7 "
52 "	1981年	7.5 "
53 "	1982 "	7.75 "
54 "	1983 "	8 "
55 "	1984 "	8.25 "
56 "	1985 "	8.5 "
58 "	1987 "	9 "
60 "	1989 "	9.5 "
62 "	1991 "以降	10 "

のように、障害者になったときの年齢に応じて異なります。

- 24歳未満－障害が発生したときから3年前の期間中1.5年間の加入期間が必要です。
- 24歳以上31歳未満－21歳から障害者となったときまでの期間の半分の加入期間が必要です。
- 31歳以上－表に示した加入期間が必要です。

31歳以上の障害労働者である場合には、一般的には、障害者になる直前の10年間に少なくとも5年間の加入期間が必要です。

例外：盲人については、加入期間は1936年以後のどの期間でも結構です。すなわち、最近の加入期間である必要はありません。

5 障害の程度

社会保障法上障害者と認められるためには、次のような身体上又は精神上的の状態にある必要があります。

- 実質的な収入をもたらず仕事に就くことができないこと（第3章第9節で説明します）。

海外の動き

- ・ 少なくとも12か月その状態が継続すると考えられるか（あるいは継続したか）、又は死亡すると考えられるようなものであること。

医師の診断書等が障害の程度を証明し、労働不能の程度を証明する必要があります。今までの仕事を続けることができないが、実質的な収入をもたらず他の仕事に就くことができる場合は、一般的には社会保障法上は障害者とは認められないでしょう（盲人労働者については第2章第6節及び第3章第10節を参照して下さい）。

次の事例は、障害者と通常認められるほど重度である場合の状態です。

- (1) レントゲン、心電図その他の検査により、心臓や肺の機能が著しく低下した心臓、肺又は血管の疾病—治療したにもかかわらず、呼吸機能の低下、痛み又は疲労があること。
- (2) 周期的な炎症、痛み、はれや主関節の変形があるため、歩き回ったり手を使う機能が極度に制限される重度の関節炎
- (3) 活動や関心の極度の低下、個人的習慣の退歩及び対人関係の不能といった程度の精神病
- (4) 判断力、知力、適応力又は記憶力が著しく喪失するに至った脳の損傷又は脳の異常
- (5) 進行性で、制御・治療不能となったガン
- (6) 著しい栄養失調、虚弱及び貧血に至った消化器系の疾病
- (7) 足を失ったりその機能を喪失させるに至った進行性の疾病

- (8) 両腕、両足又は片腕と片足の主な機能の喪失
- (9) 腎機能の著しい喪失
- (10) 言語機能の完全な喪失

22歳前に障害労働者又は障害者となった場合は、規則に規定されているものより軽い障害の状態にあっても、障害者とみなされることがあります。

これは、年齢、教育、訓練及び職歴が考慮に入れられることがあるからです。

寡婦（夫）の場合は、障害者であるかどうかは、医学的な診断だけで決定されます。年齢、教育及び職歴といった職業上の要素は考慮に入れられません。

6 盲人の障害の程度

良い方の目でしかも眼鏡をかけても、視力が20/200よりも良くない場合、又は視野が20度以下である場合は、社会保障法上盲人とみなされます。社会保障への加入期間が十分あり、かつ、現在労働していないか又は収入が一定額以下（第3章第10節参照）である場合は、盲人とその家族は年金を受けることができます。

たとえ現在雇用されていたり自営業を営んでいても、労働中の盲人に対する特別の施策（詳細は第3章第10節）の一つの対象となることができます。

7 障害認定

すべての基本的な受給資格を満たしている場合は、社会保障事務所は請求を所在地の州の障害認定（Disability Determination Services, 以下DDSといいます）事務所

に送ります。そこで、社会保障法上の障害者であるかどうかが決まります。

DDS事務所の熟練したチーム（医師及び障害認定士）があらゆる事実を総合判断します。最初主治医又は治療を受けた病院、診療所又は施設からの診断書が求められるでしょう。政府は、必要かつ請求された診断書に対し妥当な額を支払います。

主治医などは、以下のような治療について診断書に記載するよう求められます。すなわち、どこが悪くていつから始まったのか、活動がどの程度制限されるか、検査の結果はどうであるか、どんな治療がほどこされたかということです。障害者であるかどうかを決定することは求められません。

DDSチームが決定する前に、別の医学的な情報が求められる場合もあります。最近の診断の結果が得られない場合は、特別な検査を受けなければならないこともあります。社会保障はこの検査に要する費用やそれに伴う旅費を支払います。

障害認定に関する社会保障法の基準は、他の政府の施策や私的保険の基準とは異なります。ある施策の障害年金の受給資格があるからといって、社会保障の受給資格があるとは限りません。しかし、別の機関による決定やその診断は、社会保障年金を受けられるかどうかを決める際に考慮に入れることがあります。

一般的に障害年金の請求を審査するのに2～3か月かかります。この期間は、診断書などの入手に必要な時間や特別の検査が必要かどうかによっておおむね決まります。DDSチームによる診断書の入手が困難な

場合は、それを容易にするよう求められることがあります。

請求に対する決定がなされれば、社会保障庁からの書面による通知が来ます。申請が認められれば、その通知には年金額と支給開始の日が記載されます。もし請求が認められなければ、その理由が記載されます。

8 不服申立て

請求に対する決定について、不服申立ての権利が認められています。4段階の不服申立ての最初のもは、以前に考慮されなかった新しい証拠を提出する機会が与えられる「再考」（Reconsideration）という手続きです。不服を申し立てられる期間は、一般的に言えば通知を受け取ってから60日間です。不服申立ての権利に関するより詳しいことは、社会保障事務所に備え付けてある「社会保障請求決定への不服申立権」と題する小冊子に書かれていますので、それを読んで下さい。

第3章 請求が認められた場合

障害年金の請求が認められた人には、年金証書と「あなたの社会保障の権利と義務—障害年金」と題する小冊子が送られます。この小冊子の主な内容は、以下のとおりです。

1 障害年金の支給開始時期

障害労働者又は障害寡婦（夫）に対する障害年金の支払いは、一般的に障害を受けてから6か月目から始まります。6か月を

過ぎている場合は、最初に支払われる額に過去の分が含まれます。

親の社会保障加入歴に基づいて受給資格ができた22歳前の障害者については、待機期間はありません。この年金は親が退職年金若しくは障害年金を受け始めた月又は加入者である親が亡くなった月から始まります。

2 年金月額

障害年金の月額、社会保障の適用を受けた期間の当該労働者の生活の平均収入に基づいて計算されます。1984年初頭における障害労働者に対する平均年金月額は452ドル《113,000円》で、家族がいる労働者の平均年金月額は855ドル《213,750円》です。年金の支払いが始まった後は、その額は生活費の上昇に応じて自動的に引き上げられます。

3 年金に対する課税

1984年度から、社会保障年金の一部は、調整後の粗所得ープラス非課税利子所得及び社会保障年金の半額ーが次の基礎額を超える場合は、連邦所得税が課されます。その基礎額とは、単身者として税の申告をする場合は25,000ドル《6,250,000円》、結婚して夫婦と一緒に申告する場合は32,000ドル《8,000,000円》、結婚して別々に申告する場合は（1984年中別居しない限り）ゼロです。

課税所得に含まれるべき年金額は、(a)年金の年額の半分、又は(b)基礎額を超える総所得（調整後の粗所得、利子所得及び年金

所得）の半分のどちらか低い方となっています。

4 受給権調査

年金は、障害による労働不能が続く限り支給されます。社会保障庁が特段の期間を定めない限り、3年ごとにそのことを証明するため再調査が行われます。このことは、新しい診断書が必要になることを意味します。あるいは、特別の検査を受けるようにいわれる場合もあります。

障害者でないと決定された場合は、再考（Reconsideration）を求める不服申立てをすることができます。不服申立てがなされれば、所在地の州の機関が審査を行います。州の機関はまだ障害者であると決定する場合があります。その場合は、その旨の通知を受け取ります。そうでない場合は、障害聴聞所（Disability Hearing Unit）で聴聞が行われます。聴聞の日付、時間及び場所についての通知が送られます。聴聞の際、障害聴聞官（Disability Hearing Officer）は証拠を再審査し、かつ、決定を下す前に、どうしてまだ障害者であると思うかなどについて説明する機会を与えます。

5 他の給付の受給資格

社会保障年金の額は、政府による他の給付の受給資格によっても変わることがあります。以下はその例です。

- 他の社会保障年金ー障害年金は他の社会保障年金とは併給されません。二つ以上の年金の受給資格がある場合は、年金

額は通常、額の大きい方と同じ額になります。退職者又は寡婦（夫）として減額年金を受け、65歳前に障害者となった場合は、障害年金もまた他の給付を受給した月数が考慮に入れられて減額されます。

しかし、このように減額されても、障害年金額は障害者になる前に受けていた年金の額よりも高くなることがあります。

- 他の障害年金－65歳未満の障害労働者とその家族に支給される社会保障年金は、労災補償（珪肺を含みます）の受給資格がある場合、又は連邦、州、地方の政府から障害給付を受けられる場合には、調整が行われます。この例としては、州、公務員又は軍人の障害給付があります。社会保障と上記の各給付の総額は、一般的に障害者になる前の直近の平均収入の80パーセントを上回ることはできません。社会保障税の対象となる収入を上回る収入を含む総収入は、この平均収入を計算する際に対象とされます。

- 政府の共済年金－障害寡婦（夫）又は障害労働者の配偶者である場合は、政府の共済年金が支給されれば社会保障年金は減額されます。社会保障が適用されない労働に基づく連邦、州又は地方政府の共済年金の受給資格がある場合は、配偶者の社会保障の加入歴に基づく年金は減額されることがあります。

1982年12月から支給される社会保障年金は、次の場合には以上のような調整が行われないことがあります。すなわち、

- (1)（申請すると否とにかかわらず）少なくとも1983年7月前に共済年金の受給資

格がある場合、及び(2)配偶者に生活費の少なくとも半分を依存していた場合です。

（注：1982年前に共済年金の受給資格ができた女子については、この生計依存の要件は必要ありません）

調整が行われない場合は、社会保障給付に対する調整額を計算する際に用いられる共済年金の額は、共済年金の受給資格取得の時期によって変わり、申請の時期によって変わるわけではありません。すなわち、

- 1883年7月前－配偶者又は障害寡婦（夫）として受給する社会保障給付は、共済年金を1ドル受給するごとに1ドル減額されます。
- 1983年7月以後－配偶者又は障害寡婦（夫）として受給する社会保障給付は、共済年金額の3分の2に相当する額だけ減額されます。

6 障害者に対するメディケア(Medicare)

障害年金を24か月間受給した後、メディケアの入院保険が適用されます。この月数は連続している必要はありませんし、また同じ障害の期間である必要もありません。

メディケアの入院保険は、入院費及びある種の継続療養の費用の支払いを援助します。診療保険－すなわちメディケアの任意保険部門－は、医師の診療の費用、病院の外来の費用及び入院保険でカバーされない医療費の支払いを援助します。診療保険に加入した人は、毎月保険料を納めます。

腎不全のために人口透析又は腎移植を受ける必要のある被保険者及びその家族もま

た、メディケアの受給資格があります。これらの人には障害年金受給という要件は必要ありません。

(注) 連邦政府職員の場合は、1983年から始まる入院保険の受給資格を得るのに一定の勤務が要件となります。

7 職業リハビリテーション

障害年金の申請が認められるか否かにかかわらず、州政府による職業リハビリテーションの対象となるかどうか考慮されます。この職業リハビリテーションには、相談指導、補装具、職業訓練及び職業紹介が含まれます。

職業リハビリテーションを受けているために、障害年金を受給できないということはありません。しかし、正当な理由なしにそれを拒絶した場合は、障害年金が支給されないことがあります。

8 障害がなくなった場合

実質的な収入をもたらす仕事に就くことができるという決定がなされた場合は、障害年金は支給されなくなります。しかし、障害がなくなった月とその後の2か月を含む3か月の調整期間、年金が支払われます。

(この章の第4節で述べたように、障害がなくなったという決定に対して不服を申し立てた場合、年金の支払いが継続されることがあります)

申請が認められた場合は、障害の状態の改善、再就職といった事情の変化について速やかに報告する義務があります。このような義務については、年金が支給開始され

る時に受けとる小冊子に記載されています。

9 再就職

社会保障法は、たとえ障害の状態にあっても再就職したい人には、それを援助する次のような施策を講じています。

- ・ 試験的労働期間－職業能力を試しながら、最大限9か月間障害年金全額を受給し続けることができます。この試験的労働期間は連続した月である必要はありません。一般的に、75ドル《18,750円》稼いだ月又は自営業で15時間以上働いた月だけが、試験的労働期間とみなされます。

試験的労働期間が終わった後、実質的な収入をもたらす仕事(実質的に収入のある活動ともいわれます)をすることができるかどうかの決定がなされます。それが可能であれば、障害年金は3か月の調整期間支給された後支給されなくなります。労働することができない場合は、障害年金は継続して支給されます。

就労活動が実質的な収入をもたらすものであるかどうかを決定する最大の要素は収入です。1984年においては、1か月の平均粗賃金が300ドル《75,000円》(盲人については580ドル《145,000円》)以上であれば、一般的に実質的に収入のある仕事に就いているとみなされます。しかし、責任や労働時間といった他の要素も考慮に入れます。自営業を営む場合は、活動の範囲や営業の手腕なども考慮の的となります。

- ・ 労働の経費控除－実質的に収入のある仕事に就いているかどうかを決定する際、

障害に関連して支払った労働の経費が収入から控除されます。これらの経費（例えば車椅子）が日常生活のために使われてもかまいません。

一般的に控除が認められているものは、医療用具、補装具、介護ケア、及び障害のため必要となった薬剤やサービスなどです。社会保障庁は、個々のケースの控除の対象及び控除額を決定します。

- 年金の再支給－障害年金が就労のため支給されなくなって1年以内に、収入が実質的な収入レベル以下になり、かつ、まだ障害の状態にある場合は、一般的に年金は自動的に支給され始めます。新たな申請は必要としませんが、社会保障事務所に通知しなければなりません。
- メディケアの支給継続－まだ障害の状態にあるにもかかわらず、実質的な収入をもたらす仕事に就いたため、障害年金が支給停止になっても、メディケアによる給付は一般的に、年金の支給停止後2、3年間継続されます。

10 盲人労働者のための特別措置

就労している盲人には、次のような特別の援助の措置が講じられています。

- 実質的に収入がある仕事とみなされるのは、1984年において月額580ドル《145,000円》まで引き上げられています。
- 55歳か盲人になった時のどちらか遅い方の時まで、通常してきた仕事に必要な技術や能力に匹敵するような仕事を行うことができなくても、55歳から65歳まで

障害年金を受給することができます。しかし、実質的な収入をもたらす仕事に就いた月は、年金は支給されません。

- 収入が高すぎて障害年金を受給することができなくても、障害「凍結」の権利があります。これは、収入の平均によって計算される将来の年金額が、盲人である間の比較的低い収入によって低い額とされないようにされることを意味しています。

11 再び障害者となった場合

障害労働者として年金を受けていたことがあり、（どんな理由であれ）その支給が停止された後5年以内に再び障害者となった場合は、新しい障害の最初の月から年金は再び支給されるようになります。新たに5か月間待機する必要はありません。この措置は、障害寡婦（夫）又は22歳前に障害者となり年金が失権した後7年以内に再び障害者となった人にも適用されます。

以前メディケアの受給権を有していた場合は、年金が再び支給されるようになると同時にその権利も復活します。メディケアの受給に必要な24か月の待機期間の要件を満たしていなかった場合は、最初の障害期間中に障害年金を受給した月数は、この要件を満たす上で2回目の障害期間中と合計することができます。

12 重罪を犯した場合

重罪を犯した人に対する障害年金の支給には、一定の制限が課されています。詳しいことは社会保障事務所に聞いて下さい。

第4章 所得補足給付 (Supplemental Security Income)

社会保障庁は、経済的に困窮している障害者、盲人又は65歳以上の高齢者に対し毎月支払いを行う施策を講じています。それは所得補足給付（SSI）と呼ばれており、社会保障税ではなく合衆国の一般会計が財源を負担しています。

SSIの障害給付を受給するための医学的な要件は、社会保障と同じです。しかし、この二つの障害給付にはある相違点があります。例えば、SSIを受給するには加入期間の要件は必要ありませんが、SSI

を受給するためには資産や収入に一定の制限が設けられています。

SSIを受給する盲人は、実質的に収入のある仕事に就いていないという要件は必要ありません（第3章の第9節を参照）。更に受給資格を決定する際、勤務に関連する特別の控除が認められています。

1984年1月における連邦政府のSSIの上限額は、一人月額314ドル《78,500円》です。一定の障害者及び盲人のSSIの受給者は、社会保障の障害年金をも受けることができます。しかし、その場合のSSIの給付額は、低い額となります。SSIに関する詳しい情報は、どの社会保障事務所でも入手することができます。